

(案)

## ふじさわ女性支援会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、「ふじさわ女性支援会議」(以下「女性支援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 女性支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する情報交換に関すること
- (2) 困難な問題を抱える女性からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた困難な問題を抱える女性を支援するための取組の検討に関すること
- (3) 関係機関等の連携を保ち、適切な対応を図るための支援体制の構築に関すること
- (4) 前3項に掲げるもののほか、女性支援会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 女性支援会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体
- (3) 企業
- (4) 行政機関
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、本要綱施行後に最初に委嘱する委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 女性支援会議に、会長及び副会長を置き、互選によってこれを定める。

- 2 女性支援会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 会長は、議事その他の会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 女性支援会議は、本市の困難な問題を抱える女性への支援をより効果的に推進し、適切なものにするため、必要があると認めるときは、必要な委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(案)

2 女性支援会議は、第2条に規定する所掌事務を行うために必要があると認めるときは、法第15条3項の規定により、委員以外の者等に対し資料又は情報の提供等、その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 女性支援会議の事務局は、ジェンダー平等・男女共同参画に関する事務の所管課に置く。

(守秘義務)

第8条 女性支援会議の事務に従事する者又は従事していたものは、正当な理由がなく、女性支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、第6条第1項の規定により出席する委員以外の者にも準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、女性支援会議の運営について必要な事項は、女性支援会議に諮った上で、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月1日から施行する。